

選挙運動用自動車使用契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 株式会社 賀老運送（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動に使用するため
- 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号
普通車 札幌300れ98-76
- 3 台 数 1台
- 4 契約期間 令和7年9月18日から令和7年9月22日までの5日間
- 5 契約金額 金**250,000**円（うち消費税及び地方消費税 金**22,728**円）
（内訳 1日につき**50,000**円（税込）×5日間）
- 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月10日

発注者 島牧村議会議員選挙候補者

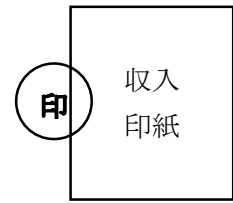
住 所 **島牧郡島牧村字泊83番地**

氏 名 **島牧 太郎** 印

受注者 住 所 **島牧郡島牧村字賀老99番地**

名 称 **株式会社 賀老運送**

代表者 **代表取締役 賀老 次郎** 印



選挙運動用自動車賃借契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 植原 三郎（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動に使用するため
- 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号
小型車 札幌500 わ12-34
- 3 台数 1台
- 4 契約期間 令和7年9月18日から令和7年9月22日までの5日間
- 5 契約金額 金75,000円（うち消費税及び地方消費税 金6,818円）
（内訳 1日につき15,000円（税込）×5日間）

6 使用上の義務等

発注者は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び受注者の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月11日

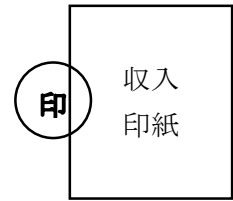
発注者 島牧村議会議員選挙候補者

住 所 島牧郡島牧村字泊83番地

氏 名 島牧 太郎 印

受注者 住 所 島牧村字植原98番地

名 称 植原 三郎 印



選挙運動用自動車燃料供給契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 株式会社 豊岡石油（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動に使用する自動車への燃料供給
- 2 供給を受ける自動車登録番号又は車両番号
小型車 札幌500 わ12-34
- 3 供給場所 所在地 島牧村字豊岡97番地
名 称 株式会社 豊岡石油
- 4 契約期間 令和7年9月18日から令和7年9月22日までの5日間
- 5 単 価 1リットル当たり175円
- 6 契約金額 期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額
- 7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月12日

発注者 島牧村議会議員選挙候補者

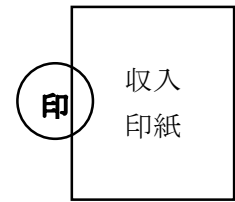
住 所 島牧郡島牧村字泊83番地

氏 名 島牧 太郎 印

受注者 住 所 島牧村字豊岡97番地

名 称 株式会社 豊岡石油

代表者 代表取締役 豊岡 四郎 印



選挙運動用自動車運転手契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 持田 五郎（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法第141条に基づく選挙運動に使用する自動車の運転
- 2 運転する車の自動車登録番号又は車両番号
札幌500 わ12-34
- 3 契約期間 令和**7**年**9**月**18**日から令和**7**年**9**月**22**日までの**5**日間
- 4 契約金額 金**50,000**円（うち消費税及び地方消費税 金**4,545**円）
（内訳 1日につき**10,000**円×**5**日間）
- 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和**7**年**9**月**13**日

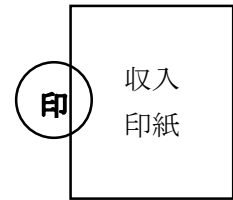
発注者 島牧村議会議員選挙候補者

住 所 **島牧郡島牧村字泊83番地**

氏 名 **島牧 太郎** ⑩

受注者 住 所 **島牧村字持田96番地**

名 称 **持田 五郎** ⑩



選挙運動用ビラ作成契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 狩場印刷 株式会社（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ（**1**種類）
- 作成枚数 **1,000**枚
- 契約金額 金**5,000**円（うち消費税及び地方消費税 金**455**円）
（単価**5**円×**1,000**枚）
- 契約期間 令和**7**年**8**月**18**日から令和**7**年**8**月**29**日までの**12**日間
- 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和**7**年**8**月**18**日

発注者 島牧村議会議員選挙候補者

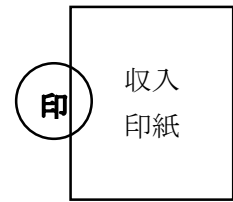
住 所 **島牧郡島牧村字泊83番地**

氏 名 **島牧 太郎** ㊞

受注者 住 所 **島牧郡島牧村字栄浜95番地**

名 称 **狩場印刷 株式会社**

代表者 **代表取締役 狩場 六郎** ㊞



選挙運動用ポスター作成契約書

島牧村議会議員選挙候補者 島牧 太郎（以下「発注者」という。）と 狩場印刷 株式会社（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 作成枚数 **30**枚
- 契約金額 金**60,000**円（うち消費税及び地方消費税金**5,454**円）
（単価**2,000**円×**30**枚）
- 契約期間 令和**7**年**8**月**18**日から令和**7**年**8**月**29**日までの**12**日間
- 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することにならない限りにおいて、受注者は、島牧村議会議員選挙及び島牧村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき島牧村に対し請求するものとし、発注者は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、受注者が島牧村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により島牧村に帰属することとなった場合は、発注者は受注者に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和**7**年**8**月**18**日

発注者 島牧村議会議員選挙候補者

住 所 **島牧郡島牧村字泊83番地**

氏 名 **島牧 太郎** ㊞

受注者 住 所 **島牧郡島牧村字栄浜95番地**

名 称 **狩場印刷 株式会社**

代表者 **代表取締役 狩場 六郎** ㊞